



広報

こうなん

90,12

No.

214



きじまるくん

11月17日と18日の二日間、第11回江南町文化祭が行われ、様々な催し物でにぎわいました。写真は、お米をたくさん食べてもらおうと行われた米の重さ当てクイズで、みなさんいつも台所で計る時とは勝手が違い当てるのに四苦八苦。でも楽しい一日でした。

今月の特集・生涯学習

編集発行 平成2年12月1日 江南町役場(☎0485-36-1521)

発行人 江南町長 柴田 忠雄

一生が勉強 これからは 生涯学習の時代です

最近、生涯学習という言葉をよく聞きます。なぜわたしたちは、生涯学習をする必要があるのでしょうか。活動団体を紹介しながら、生涯学習について考えてみたいと思います。



生涯学習とは

どんな学習ですか

生涯にわたって自発的に行う学習

人々が自発的な意識に基づいて、生涯にわたって行う学習を「生涯学習」といいます。現在、学歴偏重の社会的風潮を改め、生涯にわたる人それぞれの学習を尊び、それが

適正に評価されるような「生涯学習社会」の実現が求められています。

生涯学習に必要な

三つの条件

一、自発的意思に基づ

く学習です

—— じゃがいも学習から

—— さともも学習へ ——

自ら進んで行う学習です。

自己を高め、他も高める。

他を高めるには、自分も高

まっていなければなりません。

じゃがいもは、子いもを育

てるため、自分の栄養を与え

て自分はペしゃんこになって

子いもを育てます。

さとももは、まず自分自身

が、ぐんと大きくなって、子

いもを大きく育てます。

これからは、自らを高め、

かつ、他をも高めることが必要となってきます。

二、自己に適した手段

方法を選んで

学習の手段（学習の機会）

としては、各種学級、講座、

グループ、サークル活動、読

書、テレビ、ラジオ、教育放

送、通信教育、各種スポーツ

教室などが考えられます。

学習をする場所としては、

学校（高校、大学、各種学校）

公民館、図書館、博物館、カ

ルチャールセンター、スポーツ施設などが考えられます。

三、生涯を通じて行う

学習です

一口で言えば、「立派な人間になりましょう。」というこ

とです。学校教育で得た知識

だけでは、急激な世の中の変

化に対応できなくなってきました。

出生してから、死に至るまで、一生涯学び続ける

意欲、態度、能力をつちかっ

ていくことが大切です。

なぜ生涯学習は

必要なのでしょうか

社会の変化への

対応

きのう新しくなったことが、明日は古くなっている ——

このような時代に生きるわ

たしたちは、絶えず新しい知

識や技術を身につける必要に

迫まられています。

また、人生八十年時代と言

われるなかで、退職後や余暇

時間の増加に対処して、毎日

の生活に生きがいを見出し、

心豊かに過ごすことが大きな

課題となっています。

なっています。

生きがい
は出あいふれあい
学びあい

毎日のくらしの中に
学びあり

1 グループやサークルでの芸術・文化活動の取り組みを

2 生涯学習の推進に期待するあなたの考えを

3 地域とのふれあいとおしたコミュニティづくりを

4 趣味や教養・仕事とおしての生きがいの創造を

5 職業・技術に関する資格取得の喜びを

6 スポーツ・レク活動とおしての健康づくりを

7 ボランティアや社会参加活動の体験を

8 夢みる21世紀の私づくりを

「生涯学習」とは

町民の皆さんが、「自分を高めその生活を向上させるために必要とする内容を自分に合った方法で行う学習」を言います。



生涯学習していますか!!

充実感のある楽しい

余暇ライフを

余暇時間は増加したが、余暇ライフは一向に楽しくならない。なぜなのか……と多くの人は自問するようになってきています。

余暇を過ごすための能力が身につけていないか、あるいは不足しているのではないのでしょうか。

余暇能力の開発には、まず本人の意欲、そして仲間、継続的な時間、指導者などが必要となります。



婦人学級「フラワー教室」

あらゆる機会を

利用しよう

生涯学習は、自発的な意思さえあれば、だれでも身近なところで始められるものです。

例えば、教育委員会などの学級、講座、テレビなどでの教育講座、大学などでの公開講座や専修学校の利用など自分の学びたいものに積極的に取り組んでみることで。

また、自分たちの住んでいる地域、あるいは仲間にも、いろいろな能力をもった人たちがたくさんいるのではないのでしょうか。

あらゆる機会を利用して、

積極的に取り組み、趣味や教養あるいは自分の仕事に役立

ててはいかがでしょうか。

わたしたちは

生涯学習をしています

俳句で生きがい

こうなん句会 新井 政男

毎月の広報に載っております「こうなん句会」は、平成元年三月に発足いたしました。

第一回高齢者学級のクラブ

活動で共に学んだ人たちと町内の愛好者の集りで、みな初心者ばかりでした。

先生は、熊谷の斉藤八千代先生で女性ですから親切丁寧

に指導してくださいませ。句会は月一回で、勤労福祉センターを利用し、会員は二十五名です。

会員の楽しみは、句会で選句してもらい更に先生の選句に入ることです。期待していない自分の句が入選になったりした時の喜びは格別です。

年に二回程度昼食会を行います。この時は会員のふれ合いの場となり賑やかで楽し

みです。

過去一年の締めくくりとして句集を作ろうという事になり費用をかける方法として全員で手作りの句集をまとめました。これは良い記録となると思っております。

また、昨年の文化祭には一人一句の作品を展示し、本年も展示することに意欲を燃やしております。



会員の共通して言うことは俳句をはじめてからは、大自らの四季折々の変化を鋭く観察するようになり周囲を観る眼が変つて来たということだ。それだけ心が豊かになつたことでしょう。

趣味には色々ありますが、俳句は一人で出来、鉛筆と紙さえあればOKですので、金がかからないし、いつでもどこでも出来ますし、頭を使いますからボケ防止にもなり生きがいの一つとして続けていきたいと思っております。

読書の魅力

江南読書会 小林 みや

トシコムトウの「人生は片道切符」を読んだ。

わたしの脳裏に南カリフォルニアの広大な砂漠と真紅の花を付けたサボテンが鮮やかに浮ぶ。これは著者の描写の巧みさであり読書の魅力であると思う。

江南読書会は、会員数三十五名、各地区毎に班長を置き他に配本係り二名が一年間の選本と図書館へのリクエスト

隔月にお借りした本を班長宅へ届ける大変な仕事を担当しています。同一の図書は二十部と限定されていますが最近上巻・下巻もあり一セット四十冊が多くなり他に一セットを借り交換して読みます。

なお、笠原 満 先生を始め教育委員会の先生の絶大なるご協力によりまして、歴史文学散歩が実施され、既に七回にわたり名所、古跡を見学してまいりました。

つまり、一年間に全会員が十二種類十八冊くらいを読むことになりました。読書感には各自書きとめて、回覧ノートに記入します。四十歳から七十歳と幅広い年齢層ですが、心が通じ合い何事にも協力し合える楽しい仲間です。教育委員会の先生のご指導と歴代の会長さんの熱意によりまして文集「あぜ道」が三号まで発行され四号は原稿を募集中です。

生涯学習は、心身共に健康に生きるためのもの、時には誰にも束縛されず、ゆとりをもって美しい芸術の世界に浸り、思う存分に……生命ある事を有意義にしたいものです。どうぞ、読書に興味のある人の加入を心から歓迎いたします。



歴史文学散歩 平成2年3月6日 吉川英治記念館にて

バドミントンで心も体もリフレッシュ

めだかクラブ 関口ヒサ子

昨年の四月に、バドミントンを愛好する家庭婦人が中心となつて、めだかクラブを結成いたしました。

現在、部員は二十五名で、生涯スポーツを目的に楽しいバドミントンをしています。週二回の練習では、初心の人が多いので基本練習とゲームを行い頑張っています。

月に一回木曜日に夜間練習を行います。この時はコーチの人が二、三人と、ご主人をつれて来る人もいてファミリー的な練習をしています。

また、部員相互の親睦を図るため春には花見大会をはじめ年三回の料理講習会、他クラブとの交流試合及びグラウンドゴルフ大会など行っています。

昨年の六月には、埼玉県家庭婦人バドミントン連盟に登録参加をして、十月大会では初心者(ひなぎく)の部で準優勝二組と、中級(たんぼぼ)の部で優勝させていただきました。

した。県北大会の結果は、埼玉新聞に載り、賞に入った人、入らなかつた人も、また、頑張るとはりきっています。



クラブを結成して一年半が経過しましたが、この間バドミントンを通して健康の保持増進、ストレス解消、部員相互の親睦はかられ、心も体も随分リフレッシュした気がしています。

まだまだ未熟なめだかですがこれからは、近隣の市町村をはじめ、広く県内の人たちとも交流を深め、大きな魚になれるよう、全員で頑張りたいと思います。

公職選挙法 が改正され

政治家の寄附は 罰則をもって禁止されます

平成2年2月1日から実施

お金のかからない政治をめざして、政治家の寄附行為は罰則をもって禁止される改正公職選挙法が、二月一日から実施されました。そこで、本年五月号でお知らせしましたが、今月号では、具体的な例をあげ紹介します。「贈らない。求めない。受けとらない。」を基本として、お金のかからない政治や選挙をめざしましょう。

(注) 「政治家」とは、「候補者、候補者となろうとする者及び現職にある者」のことです。

政治家の 寄附禁止関係

〈結婚披露宴の祝儀、 葬式の香典〉

Q1 罰則をもって禁止される政治家の祝儀、香典の例を示してください

A(1) 政治家が結婚披露宴や葬式に出席を予定している場合であっても、祝儀や香典を事前に相手方に届けること。
(2) 政治家の秘書や配偶者などの親族が葬式に代理

出席して政治家の香典を相手方に渡すこと。

(3) 政治家が葬式の際、花輪・供花を相手方に対して出すこと。

(4) 密葬の日後、政治家が弔問して香典を相手方に渡すこと。

(注) いずれも相手方が選挙区内にある者で親族でない場合です。

入学、卒業、就職、結婚、出産などのお祝



Q2 香典は金銭に限られ

すか。例えば、線香を持つて行くことはどうですか。
A 香典は金銭に限られま

葬式の花輪や香典



すので、線香を持って行くことは罰則を持って禁止されます。

Q3 「祝儀」は、金銭に限られず、品物も含まれますか。

A 品物も含まれます。

Q4 政治家が葬式の日までの間に自ら弔問しその場においてする香典の供与は罰則の対象とされています。いわゆる「通夜」に政治家が自ら出席して香典を渡すことは罰則の対象となりますか。
A 罰則の対象とはなりません。

〈会費と寄附〉

Q5 会費制の結婚披露宴に政治家が出席し、定められた「会費」を支払うことは差し支えないと考え

てよいですか。

A 会費制の結婚披露宴に政治家が出席して「会費」を支払うことは、それが「会費」である限り、禁止されません。

Q6 会費制でない結婚披露宴に政治家が招待された場合に、本人が出席できないため秘書を代わりに出席させ、かつ、相手方

(1) 政治家が経費を負担して政治家の名義で支払うことはどうですか。
(2) 政治家が経費を負担して秘書の名義で支払うことはどうですか。

A いずれも法第一九九条の二第一項に違反し罰則の対象となります。

Q7 会費制でない出版祝賀会に政治家が招待された場合において、提供される料理代などに見合う実費程度の金銭を相手方(親族でない選挙区内に

ある者)に出すことは、差し支えありませんか。
A 罰則をもって禁止され
ます。

〈その他〉

Q 8 罰則をもって禁止される政治家の行う寄附の例を示してください。

- A (1) 政治家が妻や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすること。
- (2) 政治家が氏子である神社や檀家となっている寺(選挙区内にあるもの)の社殿や本堂修復のため、政治家が寄附をすること。
- (3) 町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ること。
- (4) 町内会の野球大会に際

ママさんバレーや野球大会への差入れ



祭りの寄附



し優勝者の持ち回りとす
るためのカップを貸与す
ること。

Q 9 政治家が自筆の色紙を
選挙区内にある者に対し
て贈ることはどうですか。
選挙区内にある者から差
し出された色紙に揮毫を
することはどうですか。
A 色紙を贈ることは寄附
にあたりますので禁止さ
れます。相手方が持参し
た色紙に揮毫をすること
自体は、一般的には寄附
にあたりません。

Q 10 町内会の役員が町内に
いる政治家に対して祭の
寄附を勧誘・要求するこ
とはできませんか。
A できません。

後援団体の

寄附禁止関係

Q 11 後援団体が選挙区内に
ある者に対してすること
が禁止される寄附の例を
示してください。

- A (1) 会員あるいはその身内の不幸に際し、花輪、香典を出すこと。
- (2) 町内の老人会の設立十周年記念やソフトボール大会に祝いを出すこと。
- (3) 選挙区内にある者の家の新築祝いを出すこと。

開店祝の花輪やお祝



を自署したものの。
(2) ワープロによる時候のあいさつ状。
A 自筆のものとは認められ
ません。(こうしたあ
いさつ状を選挙区内にあ
る者に出すことは禁止さ
れます。)

Q 13 印刷した年賀状などの
ほか禁止されるあいさつ
状の例を示してください。

- A (1) 「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」なる欠礼のハガキ。
- (2) 年賀電報・電子郵便により送る年賀のためのあいさつ状。
- (3) ファックスにより送る年賀のためのあいさつ状。
- (4) クリスマスカード。

Q 14 弔電や各種の大会につ
いての祝電は禁止されま
すか。
A 禁止されていません。

Q 15 選挙区内にある者に対
する有料の政策広告の中
にあいさつ文を入れるこ
とは禁止されますか。
A 政策広告は、一般的に
はいさつを目的とする
有料広告ではありません。
しかし、有料の政策広告
の中に「あいさつ」文を
入れることにより、全体
としてみて、主として年
賀、慶弔などのためにす
るあいさつを目的として
いると認められることにな
る場合があります。この
有料広告は罰則をもつ
て禁止されます。

Q 16 禁止される「慶弔、激
励、感謝その他これらに
類するもののためにする
あいさつ」とは、具体的
にはどのようなものが考
えられますか。
A 各種大会の祝いや人の
死亡についてのあいさつ、
高校の野球大会出場に際
しての激励あいさつ、災
害見舞なども禁止される
あいさつに含まれます。

あいさつ状の禁止

Q 12 つぎのようなあいさつ
状は自筆のものとは認め
られませんか。

- (1) 印刷した時候のあいさつ状に政治家が住所と氏

あいさつを

目的とする

有料広告の禁止

新しい戸籍は 正しい字で

公証する公文書として重要なものから、正しい文字で記載する必要があります。

しかし、戸籍の中には、氏名が誤字あるいは俗字で記載されているものもあります。そのため、官公署の窓口などでトラブルを生じ、生活上、不便を強いられている人たちもあるようです。

そこで、平成三年一月一日以後は、従来の戸籍に誤字・俗字で記載されている氏名を新しい戸籍に記載する場合には、正しい字を用いることとなります。

新しい戸籍には 正しい字で記載します

従来の戸籍に氏名が誤字・俗字で記載されている人について、つぎのような場合には、新しい戸籍に正しい字で記載します。

- ◎婚姻、転籍などによって新しく戸籍を作る場合
 - ◎養子縁組などによって他の戸籍へ入籍する場合
 - ◎戸籍を再製する場合など
- 誤字・俗字を正しい字で記

戸籍は、パスポートを取得する場合とか、相続登記をする場合など、いろいろなところで利用されています。このように、戸籍は、日本人についての身分関係を登録

載する場合には、届出の時あるいは戸籍に記載した後にその旨をお知らせします。

俗字のうち、「高」とか「崎」など、一定の範囲の字については、従来のまま記載します。

申出によって正しい字に 訂正することもできます

現在の戸籍については、そのままでは正しい字には直りませんが、申出によって、いつでも戸籍に記載されている誤字・俗字を正しい字に訂正することができます。

申出によって難しい 字体をやさしい字体に 直すことが出来ます

戸籍に記載されている氏名が、例えば「邊」と旧字体で記載されているため、ご不便を感じておられる人は、申出により、その字体に対応する新字体(通用字体)である「辺」に直す(更正する)ことができます。

町の特産品づくりに活躍してる

農村婦人健康教室

町の農村婦人健康教室は、町内で収穫した農産物を加工し始めてから十年近く過ぎようとしています。

当初は、過剰になっていた米と転作大豆を利用して自家用の味噌づくりに取り組みをしたとのことで、皆さんは、自分たちの水田からとれた米と大豆を使い、無添加で減塩十一%(市販品は塩分十三%)で仕込んだところ、風味豊かな美味しい味噌ができ、親せきや知人に譲って大変喜ばれ、徐々に仕込み量が増えて現在では、三十トンを超えるまでになりました。

味噌だけでなく、三年前から、ブルーベリーのジャム加工と栗のしぶ皮煮にも取り組み、砂糖の分

量、しぶの抜き方に試行錯誤した結果、昨年から商品化され、これらの製品は、町農協本所で取り扱っています。

みなさんは、より一層美味しいものを作っていこうと研究し、頑張っています。

購入希望の人は、☎三六一一三九二へ問合せください。



水道を凍結から

守りましょう

寒さは水道の大敵です

冬になって、気温がマイナス四度になると水道の凍結事故が急に多くなり、水が出なかつたり、水道管やメーターが破裂したりします。とくに事故が多いのはつぎのよう

- 水道管がむき出しになっているところ
- 水道管やメーターが北側にあるところ
- 風あたりの強いところにある水道管やメーター
- 家の外にある水道

水道の凍結を防ぐには…

- 水道管や蛇口の部分を保温してください。手近かにあるボロ布や毛布、発ぼうスチロールなどを巻いて、ぬれないようにその上からビニールテープなどを巻いて下さい。
- メーターボックス内を保温

してください。保温材をぬれないようにビニール袋などに入れて、メーターを上下左右から保護するように取付けてください。ただし、上面は検針ができるようにしてください。

水道管が凍結して水がでないときは…

- 凍った部分にタオルやふきんをかぶせて、ぬるま湯をゆっくりかけて気長にとかしましょう。急に熱湯をかけたりするとヒビ割れや、破裂することがあります。

破裂したときは…

- 水道管や蛇口が破裂したときは、バルブを閉め水を止め水道課または、お近くの水道工事指定店に修理をお申し込みください。
- メーターが破裂したときは、役場水道課 ☎(36)15221

12月の当番日	工事店名	住所・電話
5・10・15・20・25・30	(有)松本設備	小江川2224 36-5177
1・6・11・16・21・26	(有)加藤ポンプ店	千代411-15 36-0310
2・7・12・17・22・27	(株)光荣建設	須賀広59 36-1052
3・8・13・18・23・28	(株)コバヤシ	板井1037 36-1206
4・9・14・19・24・29・31	(有)笠原設備工業所	上新田411 36-3662

水道の故障・修理は当番の指定工事店へ

区画整理

だより

現況測量の実施に伴う土地の立ち入りについて

現況測量は、事業計画地域やその周辺の地形や建物の位置を把握するため、総合現況図を作成することを目的としています。

土地区画整理事業では、この総合現況図を基に、基本計画・事業計画・建物移転計画などをたてますので、この図面が事業の基本となります。

今までの図面は、航空写真を基に作成したため、縮尺も二千五百分の一と小さく、わかりにくい面がありましたが、今回測量による図面は、縮尺を五百分の一の大きさで作成しま

すので、より見やすく、わかりやすくなります。

また、経済的にもより効果的な計画が立てられますので、みなさんにはご理解していただき、土地へ立ち入らせていただきます。お願い申し上げます。

この件につきましての問い合わせは、役場建設課までお願いします。



写真でみる 第11回 文化祭

11月17日～18日



芸能発表

第十一回文化祭が、十一月十七日と十八日の二日間、複合施設と町民体育館で行われました。
書・絵・写真などの美術作品の展示や健康まつり、福祉の市、農産物の展示、即売、芸能発表、福祉バザーなどおなじみのコーナーも大盛況のうちに終了しました。文化祭に協力してくださった皆さんに、心よりお礼申し上げます。



おにぎりに人気殺到



いゆししも参加しました

福祉バザー結果報告

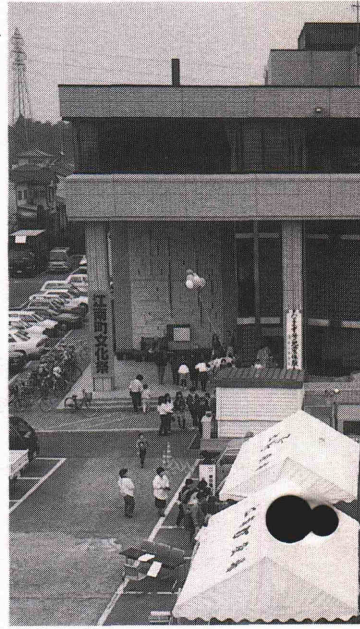
- ◎ 福祉バザーについては、町民の皆さんのご協力をいただき、つぎのとおり大きな成果をあげることができました。
- ◎ 点数 九三三点 ▼ 出品者 六四六八人
- ▼ 点数 九三三点 ▼ 出品者 六四六八人
- バザー売上総益金 四八六、三〇五円
- ◎ 町建設組合より、手造り作品を販売し、チャリティー益金として、四万円寄附をいただきました。



いつでも盛況のバザー



まる子も活躍！



会場となった町民体育館●複合施設



見事な作品がそろいました



健康まつりでの血圧測定



今年から福祉の市も始まりました



地震体験車の「ナマズ号」

スポーツコーナー

体育協会表彰

平成二年度町の体育協会表彰状授与式が、十月十日の町民体育祭の中で行われました。受賞者はつぎの人たちです。

〈功労者表彰〉



細井 多 さん

細井さんは、町教育長として本年三月まで勤務され、郡体育協会副会長、町体育協会副会長、町スポーツ少年団本部長を歴任、学校体育、社会体育の発展に多大の貢献をされました。

〈優秀選手表彰〉



瀬上和良 さん

樋春の瀬上さんは、本年三月、県立鳩山高校を卒業され、在学中は県高校駅伝大会に優勝、さらに全国高校駅伝大会に出場し区間賞を受賞するなど、数々の功績を残されました。



吉野順子 さん

板井の吉野さんは、高校バスケットボール県高校新人戦優勝、関東大会優勝、さらにインターハイベスト8入りするなど、すばらしい活躍をされました。現在、星野女子高等学校三年に在学中です。

* * *

江南南サッカースポーツ少年団チームは、第十八回県サッカー大会に三位入賞するなど数々の好成績を残しました。なお、本年度も昨年の成績を上回る活躍をしています。

剣道



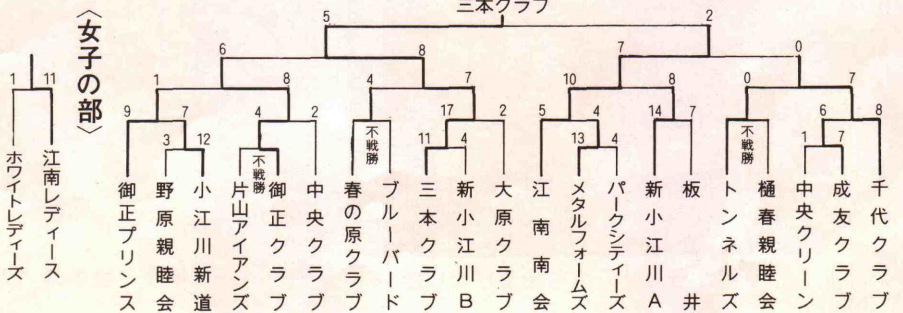
十月十四日、第三回江南町少年剣道大会が町民体育館で行われました。主な結果は次のとおりです。

- ▼小学一・二・三年生の部
 - 優勝 大木靖幸(小三)
 - 準優勝 野口健太(小二)
 - 三位 橋本 俊(小三)
- ▼小学四・五・六年生の部
 - 優勝 伊舟城章(小五)
 - 準優勝 寺山 勉(小五)
 - 三位 小久保陽介(小五)
- ▼中学生男子の部
 - 優勝 古矢真樹(中二)
 - 準優勝 伊舟城崇(中二)
 - 三位 新井 敦(中二)
- ▼中学生女子の部
 - 優勝 青山沙奈恵(中一)
 - 準優勝 小室美喜(中一)
 - 三位 梅津幸代(中一)

ソフトボール

十月十四日と二十一日の二日間、秋季ソフトボール大会が運動公園で開催されました。二十一チームが参加して行われ、熱戦のすえ三本クラブチームが優勝しました。また女子の部では、江南レディースチームが優勝しました。

三本クラブ



〈女子の部〉

今月のスポーツ

二日 江南町卓球大会

(町民体育館)

十六日 江南町バトミントン大会

(町民体育館)



● 年末年始の交通安全事故防止 ●

交通ルールとマナーを一人ひとりが正しく実践

● 昨年の死者数を上回る勢い

今年、交通事故による死者が、一万一千人を超えた昨年を上回る勢いで増加しています。

年末年始は、例年、車の量や人の流れが多くなります。特にこの時期は、気分的にも慌ただしくなり、先を急ぐあまりスピードを出し過ぎたり、忘年会などの飲酒の機会も多くなることから、速度超過信号無視、飲酒運転などによる交通事故の多発が懸念されます。

☆歩行者の皆さん、飛び出しや車の直前直後の横断は危

険です。道路を横断するときには必ず横断歩道を渡りましょう。

交通安全は家庭での話し合いから

昨年は交通事故により一万一千人余りの人が死亡し、八十一万人余りの人が負傷しました。これは、四十七分一人人が死亡し、三十九秒に一人がケガをしたことになりました。交通事故を防ぐには、一人

ひとりが交通ルールと交通マナーを正しく実践することが大切です。

年末やお正月には、家族全員の顔がそろった家庭も多いことでしょう。この機会に、家族全員で、なぜ事故が起きるのか、どうしたら防げるのか、歩行者の立場から、自転車に乗る側の立場から、自動車や二輪車の運転者の立場から、身近で起こった「ヒヤッ」としたり「ドキッ」としたりした体験などをテーマにして、交通安全について話し合ってください。そして、あなたの家庭から、交通事故の被害者も加害者も出さないようにしましょう。

最近の交通死亡事故の特徴

- ①自動車乗車中の死者が、大幅に増加しています。
- ②若者（十六歳から二十四歳）と高齢者（六十五歳以上）で、全死者数の過半数を占めています。
- ③若者の死者の九割以上が、自動車・二輪車乗車中です。
- ④高齢者の死者の七割以上が、歩行中・自転車乗用中です。
- ⑤週末や、夕方から夜間にかけての死亡事故が多発しています。
- ⑥自動車乗車中の死者の七割以上は、シートベルトを締めていなかった人です。

暮らしのノウハウ

障子の張り替え

障子の張り替えは、お正月を気持ちよく迎える、暮れの大事な仕事です。

障子の張り替え

古い障子紙を上手にはがすには、水でさんを濡らした後、大根おろしの汁を、筆でさんに塗ります。汁に含まれているアミノ酸の働きで、古いノリがはがしやすくなります。この後、さんに残っている紙やノリをきれいにふき取って乾かしますが、日陰で乾かさないと、障子の骨組みにすねが生じます。

下から紙を張っていく

いっうちに、カッターなどで切り取ります。張り上がったら、まんべんなく全体に霧吹きをします。乾いたら、紙のしわが伸びてピンと仕上がります。ただし、化学繊維の入った障子紙の場合、霧吹きは必要ありません。霧吹きの必要はありません。霧吹きの必要はありません。霧吹きの必要はありません。



次は障子紙の張り替えですが、ハケにノリが垂れない程度にとり、さん（トントン）とたたきつけるように、まんべんなく付けるのがコツ。障子紙は、紙の合わせ目にホコリがたまったり、ハタキをかけたりのしたときには、はがれないように下から張っていくのが常識ですが、障子を上下逆さにして張っていくと、下から張っていくのと同じことになります。張り終わったらさんからはみ出た余分の紙を、ノリが乾か

ふるさと再発見

地名は語る

「押切」

第6話

押切は、江南町のどこよりも荒川とのかかわりの深い地域でしょう。荒川は名のおり荒らぶる川です。太古より秩父山地の土砂を運び江南台地の基磐礫層を堆積させ、また削り、氷河期以降現在まで水田として利用される沖積地をつくりあげました。荒川は振り子のように流れを変えますが、この基点に大字三本、押切も位置しています。

修験道寺院の一つでしたが大里郡（荒川右岸十二力村）の同派寺院の支配権を持つ上級寺院でした。）

押切には、鎌倉時代の板碑がいくつもあります。宝幢寺の正嘉二年（一二五八年）板碑は二・一〇で町最大です。前回「樋春」で紹介したように押切も鎌倉時代までさかのぼる地名のように思えます。新田氏の本拠地は、太田市から尾島町にかけての利根川に面した肥沃な土地ですが、ここに押切の地名があります。

現在でも治水は政治・行政の原点であると思います。押切の名は荒れ川という荒川の治水に腐心した先人たちの決して忘れてはならない水に対しての教訓を秘めていると思います。

治水整備が未熟であったころ、洪水の勢いは、一気に堤防をつきくずし、田畑を駆けぬけた。こんな災害が何度も繰り返されたようです。わらなどを細く切る道具も押切と、いい、力まかせに物を断ち切るという意味から、地名と関係があるかもしれません。

畠山重忠滅亡後の江南町周辺は足利氏・新田氏より出た、岩松氏の領地となり万吉に住んでいます。重忠以来の新田開発を受け継ぎ発展させたと推測することができます。

押切の地名が現われる最古の文献は、室町時代末の文書で御正山家文書と思われまます。御正山家は、その昔は東陽寺と呼ばれていました。（東陽寺は京都聖護院の配下にあった

新田氏より出た、岩松氏の領地となり万吉に住んでいます。重忠以来の新田開発を受け継ぎ発展させたと推測することができます。



こうなん

俳句会 ⑱

- はしやぐ児とたしなめる母七 岡部 正次
- 背広着て気どる姿や七五三 佐藤慎治郎
- 帯解きの緋の厚き腰揚げかな 宅森 清次
- 子も母も共に着飾り七五三 吉沢 猪祐
- 七五三母に守られ宮参る 瀬山 芳久
- 谷川の紅葉浮く水掏い飲む 沢田乃美子
- 早や脱ぐと駄々をこねいし七五三 橋本 和子
- 袴着の凍しき姿あどげなく 笠原 ひさ
- 石段に草履なまぬ七五三 佐藤 花枝
- 合はす掌の柏手いとし七五三 新井トモ子
- 七五三笑顔教へて写しけり 飯塚 洋子
- 七五三母の掌を借り宮の鈴 新井 加津

帯解や袂舞いあぐ吉兆風 新沢 直江
豊作の兆し明るき案山子かな 中島 文恵

晴着付け心豊かに七五三 長谷川津千代
柏手に縋べてをこめる七五三 笠原 久枝

大鳥居緋色のまぶしい七五三 古谷 まつ

七五三時代を映す晴着かな 市川マツエ

簪ゆれ細きうなじの帯解子 松本 とよ

七五三父母の手固く握りしめ 小鹿原その子

幼き掌母に預けし七五三 井上 道子

我が人生まだ燃ゆるあり菊の 古稀 新井 政男



埼玉県農林公園催物 (12月・1月)

花き園芸講座

農林学級

開催日	時間	内容
10日(木)	午後1時30分	家庭果樹のせん定
11日(火)	午後1時30分	松竹梅づくり 要費用 2,500円
14日(木)	午後1時30分	堆肥と土づくり
18日(火)	午後1時30分	クリスマスツリー 要費用 2,000円
20日(木)	午後1時30分	門松づくり 要費用 1,500円

開催日	時間	内容
10日(木)	午前10時	自然観察 (トウモロコシを使った人形)
16日(日)	午前10時	木工教室 (ボックスツール)
16日(日)	午前10時	農業体験 (キャベツの収穫)
16日(日)	午前10時	農村文化体験 (餅つき)
22日(月)	午後2時	農業体験 (キャベツの収穫)
23日(火)	午前10時	木工教室 (クリスマス用の型抜きと絵つけ)
23日(火)	午前10時	料理教室 (子供料理教室)
10日(土)	午前10時	料理教室 (七草がゆ)
5日(土)	午後2時	農業体験 (にんじんの収穫)
6日(木)	午後1時30分	木工教室 (貯金箱)

■申込み 川本町大字本田5768-1

- 花き園芸
植物振興センター分室 ☎83-2841
- 農林学級
農林公園管理事務所 ☎83-2301

◎十二月の土曜閉庁日 十二月八日(土)・二十二日(土) は役場は休みです。

国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金の被保険者は3種類にわけられます。

●第1号被保険者 (20歳~60歳未満)

農業、商業などの自営業の人とその家族。遺族年金受給権者。障害年金受給権者とその配偶者。

●第2号被保険者 (就職時~65歳未満)

厚生年金保険の加入者、共済組合の加入者。

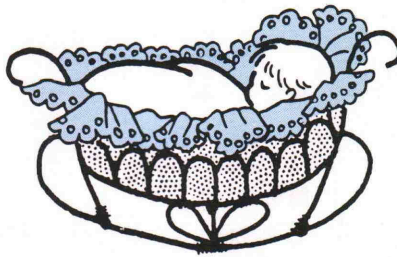
●第3号被保険者 (20歳~60歳未満)

第2号被保険者に扶養されている配偶者。

このうち第1号被保険者と第3号被保険者の人が加入手続きをすることになります。手続きは、役場住民課の国民年金係です。

就職、退職、結婚などの場合は、被保険者の種類が変わりますから、その都度忘れずに届け出をしてください。

手続きはお早目に。



お誕生おめでとう

〔十月中届出〕

(敬称略)
(内保護者)

須賀 田中	長澤 由美	桶 春	押 成川 切	岩間 慎弥	上新田 佳弘	堀 三本
史浩	長男	長女	長女	長男	長男	長男
(昇)	(裕一)	(強)	(好雄)	(忠男)		

人のうごき

10月1日 現在

人口	11,747人	+6
男	5,796人	+3
女	5,951人	+3
世帯数	3,249	+7

野原 齋藤 里砂	小江川 田島 瑛理香	板井 山田 浩大	森 まどか
二女 (昌広)	長女 (和好)	二男 (重夫)	長女 (孝弘)

ぼしゅう

野生の生きもの写真
コンクール

■テーマ

野生生物（魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類、昆虫、植物）の生態

■規格

カラーは6つ切り、白黒は4つ切り

■応募の注意

作品裏面に撮影データ、被写体名、撮影日時・場所、住所、氏名、年齢、職業及び電話番号を明記すること。応募は1人何点でも可。未発表作品に限る。合成写真、組写真不可。

■応募資格

県内在住・在勤・通学する人

■募集期間

平成2年12月3日(月)から
平成3年1月31日(木)まで

■送付先・問合せ先

〒336 浦和市高砂3-15-1
埼玉県環境部自然保護課
☎048-824-2111 内線2424

平成3年度 県立高等技術
専門学校中卒課程訓練生の募集

■応募資格

中学校を卒業した者、卒業見込みの者、又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者（原則として30歳以下の者）

■募集科目と定員など

〔東松山高等技術専門学校☎0493-22-0412〕電気技術科30人（2年）〔秩父高等技術専門学校☎0494-22-1948〕機械科20人、電気機器科10人（各1年）〔本庄高等技術専門学校☎0485-32-6559〕溶接科・板金科・電気機器科各20人（各1年）〔熊谷高等技術専門学校☎32-6559〕機械科20人（2年）、建築科20人（1年）〔羽生高等技術専門

校☎61-0910〕機械科20人（2年）

■期間・方法

平成3年1月9日～18日まで
に希望する専門校へ

■問合せ

各専門校又は県職業能力開発課へ☎048-824-2111 内線3042

そうだん

行政相談

■日時

12月11日(火)
午前9時30分～正午まで

■場所

勤労福祉センター第2研修室

■内容

行政への不満など

■問合せ

総務課 内線 227

心配ごと相談

■日時

12月11日(火)
午前9時30分～正午まで

■場所

勤労福祉センター第2研修室

■内容

日常生活での悩みごと

■問合せ

社会福祉協議会 内線 252

人権相談所の開設

人権問題ではないかと感じたり、法律上どのようなのかわからなくて困っている人は、お気軽に相談してください。

—— 相談の具体例 ——

- 児童、生徒間のいじめ問題
- 家庭内でのもめごと
- 近隣とのトラブル
- 借地、借家関係におけるトラブル
- 不動産などの登記、戸籍、供託の問題
- その他もめごとや心配ごと

■日時

12月11日(火)
午前9時30分～正午まで

■場所

勤労福祉センター第2研修室

人権週間

12月4日から10日までは人権週間です。

人権とは、人間が人として本来もっている権利で、すべての人が等しく幸せな生活を営むための基本的な権利です。

わたしたちは、だれもが、幸福で生きがいのある生活したいと願っています。そのためには、自分の人権ばかりではなく、他人の人権を尊重し、お互いに相手の立場を考えて、豊かな人間関係をつくる必要があります。

お互いに思いやりの精神を忘れず、人権を尊重しあって、毎日楽しく暮していきたいものです。

その他

熊谷税務署からのお知らせ

平成3年1月7日から4月6日までの間、熊谷税務署には駐車が出来ません。

臨時の相談会場設置のため、熊谷税務署には駐車場がありませんので、車でのおいではご遠慮ください。

■問合せ

熊谷税務署 ☎21-2905

年末の登記事務はお早めに

年末における登記事務は12月28日(金)まで取り扱いますが、特に年末には多量の事件が集中して提出され、相当混雑が予想されます。そのため、12月の押しつまった時期に提出された事件は、年内に処理することが困難な場合もありますので、登記の申請・登記簿の謄抄本・印鑑証明などの請求は、できる限り早めに行ってください。

■問合せ

浦和地方法務局熊谷支局
☎24-8805